解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

札幌市中央区南七条西八丁目大谷派本願寺
札幌別院内
財団法人真宗大谷派本願寺札幌別院維持
財団
清算人　平松　桂樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月二十日付筑西市長の認可により平成二十七年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

茨城県筑西市中館五二一番地
社会福祉法人延命福祉会
清算人　松居万寿代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年四月三十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十七年二月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

東京都千代田区日比谷公園一番三号市政会
館地下一階
医療法人社団旭光会
清算人　中川　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

鹿児島県鹿屋市吾平町上名七三七二番地一
医療法人市来医院
清算人　牧口　節子

配当公告

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山四番地一八三
破産者　菅野　正男

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十五年（フ）第五九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四二三、〇〇〇、三三一円

一、配当することのできる金額
金一一、〇九七、七九六円

平成二十七年五月七日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目二―一ライオンビル七Ｆ
破産管財人　荒井　純哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大湊新町四八番地八、最後の住所青森県むつ市川守町九番一九号川守町団地四―五
被相続人　亡　那須　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所青森県むつ市中央一丁目五番一号
法テラスむつ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市浅沼町二三七番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　増田　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

栃木県足利市助戸三丁目四番地一三
奥澤利夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡相模原町上溝四〇四三番地、最後の住所神奈川県相模原市上溝四〇四二番地
被相続人　亡　山岸　キワ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階
相続財産管理人　弁護士　瀬野　陽仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区小田二丁目一四番、最後の住所川崎市川崎区藤崎一丁目二〇番四号ＹＴＨハイム三〇一
被相続人　亡　七尾　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

川崎市川崎区宮本町五番地一パシフィックパレス川崎宮本町二〇一
相続財産管理人　弁護士　矢口　統一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市吉井本郷一〇五六番地、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一三七四番地の一　京王熱川マンション七一三
被相続人　亡　髙橋文字郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

静岡県下田市東本郷一丁目一番一〇号パールビル三階Ａ号室　法テラス下田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　押谷　祐基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市栗見出在家町二三六番地、最後の住所滋賀県東近江市栗見出在家町六六二番地
被相続人　亡　沢　克実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階
彦根共同法律事務所
相続財産管理人　高橋　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目七番地、最後の住所大阪府大阪市福島区吉野四丁目九番一三―四一五号
被相続人　亡　齋藤　泰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一号室
相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市苧町一番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉岡　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所島根県松江市南田町一三〇番地一
フォートビル一階
相続財産管理人　弁護士　永野　茜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市出間町二七番地、最後の住所広島市西区山田新町二丁目七番二号　千歳園
被相続人　亡　神戸　照枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区西白島町一二番三号
相続財産管理人　笹井　貴宏

第31期決算公告

平成27年5月7日

東京都品川区東品川二丁目２番43番
株式会社アマナイメージズ
代表取締役　石亀　幸大

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,761,523
	固定資産	225,635
	合計	1,987,159
負債及び純資産の部	流動負債	619,084
	固定負債	4,013
	株主資本	1,364,061
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,296,146
	利益剰余金	57,914
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	55,414
	（うち当期純利益）	(29,996)
	合計	1,987,159